平成２１年（フ）第４６６号
福井県鯖江市片山町第４号51番地
債務者　島田さよ子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
福井県鯖江市片山町第４号51番地
債務者　島田　千春
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
長野県上高井郡小布施町大字小布施1210番地９
債務者　渡邉　宏行
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
長野県中野市大字永江100番地16
債務者　小林　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
長野市小島田町1822番地、前住所長野市大字徳間1226番地30
債務者　渡部　修子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
長野県諏訪市大字豊田320番地　フレグランスナミＡ201号、前住所長野県茅野市玉川3375―５
債務者　小口　香苗
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３５６号
兵庫県宝塚市三笠町１番３号
債務者　山下建設こと　山下　　学
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８９号
兵庫県宝塚市高司２丁目13番15号、住民票上の住所兵庫県宝塚市末成町20番11号
債務者　松本　晶子（旧姓赤塚）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７９３号
兵庫県尼崎市南竹谷町２丁目52番地メゾンドＡ303号
債務者　邉見　貞二
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８９４号
兵庫県西宮市山口町上山口765番地サンスコーレ壱番館303号、前住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目13番12号
債務者　下村　京子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８９６号
兵庫県芦屋市高浜町２番１―424号
債務者　金田京子こと　金　　京子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９５２号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目13番７号
債務者　桝谷　敏江
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９号
徳島県三好市池田町西山西川見495番地１
債務者　大西　司郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第６６９号
北九州市八幡西区本城東４丁目14番５―203号
債務者　西依　三郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７５５号
北九州市小倉南区東貫２丁目15番14号
債務者　権藤　芳浩
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１７２号
北九州市小倉北区原町１丁目11番１―1210号
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１８６号
北九州市小倉南区葛原本町４丁目３番９号
債務者　寺田　伸子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２１２号
北九州市八幡東区桃園２丁目６番43―302号
債務者　廣重　光彦
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部